



商業の国勢調査

商業統計調査の利用事例

何が分かるの？

全国の商店数、商業に従事している人数や商品販売額などについて、産業別、規模別、地域別の状況が分かります。また、商品の流通や商店の立地状況が分かります。

何に使われるの？

中小商業施策を中心とする流通関連施策の立案、実施の基礎資料として、また、国民経済計算、産業連関表などのマクロ経済分析、構造分析、学術研究、市場予測などの基礎資料として幅広く利用されています。

1 経済産業政策等への利用

商業に関する産業施策の基礎資料

国での利用

- ・ 商業構造の実態把握
- ・ 地域の産業施策の立案及び成果の把握

地方公共団体での利用

- ・ 商業に関する産業施策及び中小企業振興施策の策定
- ・ 大型商業施設の立地が地域商業に与える影響の検証に利用

「中心市街地活性化法」* 運用のための基礎資料

国での利用

- ・ 補助金の交付決定をするための基礎資料

地方公共団体での利用

- ・ 市町村が策定する基本計画等の基礎資料

「割賦販売法」* 運用のための基礎資料

国での利用

- ・ 「割賦販売法」で定める指定商品確定のための基礎資料として、産業別（商品別）割賦販売額を利用

四半期別国民所得統計速報（QE）及び国民経済計算（SNA）への利用

国での利用

- ・ 四半期別国民所得統計速報において、流通在庫の推計に利用
- ・ 国民経済計算の商業部門の推計に利用

地方公共団体での利用

- ・ 県民経済計算の推計に利用

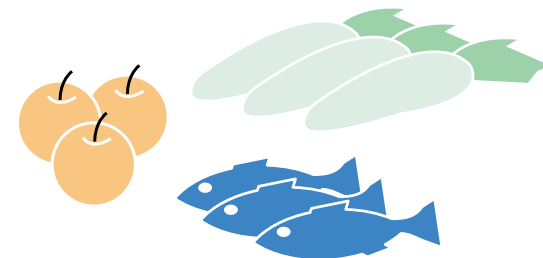
産業連関表の推計への利用

国での利用

- ・ 産業連関表の商業部門の生産額（商業マージン額）の推計に利用

地方公共団体での利用

- ・ 地域産業連関表の作成のための基礎資料



*「割賦販売法」

割賦販売等にかかる取引を公正にし、その健全な発達を図ることにより、購入者等の利益を保護し、併せて商品の流通を円滑にすることを目的としています。

*「中心市街地活性化法」

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律

都市の中心市街地について、地域における創意工夫を生かしつつ、市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進するための措置を講ずることにより、地域の復興及び秩序ある整備を図り、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。「商業・サービス業集積関連施設整備費補助金」「中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金」が交付されます。

2 白書等への利用

各種白書、県勢要覧等における利用

国での利用

- ・ 中小企業白書
商業の現状と構造変化の把握

地方公共団体での利用

- ・ 県勢要覧、市勢要覧
- ・ 地域経済・産業分析レポート
- ・ 地域経済ビジョンの策定
- ・ 都道府県における当該県の姿等の作成



3 法令に基づく利用

地方税法に基づく地方消費税都道府県間清算を行うための算定基準の基礎資料

国での利用

- ・ 地方税法に基づく地方消費税の都道府県間清算を行うための算定基準として、小売年間販売額を使用（同法第72条の114第3項）

4 他の統計等への利用

各種統計調査を実施するための基礎情報の提供

国での利用

- ・ 「商業動態統計調査」「全国物価統計調査」「容器包装利用・製造等実態調査」の見直し
- ・ 「食品流通構造調査」

地方公共団体での利用

- ・ 各種調査に際しての基礎資料の提供

5 産業界等での利用

企業、大学、研究機関、国際機関等での利用

- ・ 企業、商店等における経営計画作成等の基礎資料
- ・ 学術研究機関等での構造分析、地域における産業分析
- ・ 市場予測等の基礎資料
- ・ OECD（経済協力開発機構）へのデータ提供

